

この条例は、宇美町における企業等の立地及び住宅団地の開発の促進（以下「企業立地等の促進」という。）に関し、基本理念と必要な施策を定めることにより、宇美町の産業の振興、雇用機会の拡大及び人口の増加を図り、もって宇美町の活性化に寄与することを目的としています。

1. 対象業種等

- ・町内に事業所の新設・増設・移設を行う、または住宅団地開発を行う企業で、暴力団（員）との関係がなく、宇美町に対する滞納がないもの
- ・地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満足するもののほか、町が承認するもの

地域経済牽引事業の承認要件1（要約） 自動車・航空機等成長ものづくり分野、健康関連ビジネス分野、AI・IoT等第4次産業革命分野、ゲーム・ファッション等クリエイティブ産業分野、水素・有機EL等次世代産業分野、環境配慮型製品・システム関連分野、観光関連産業分野、農林水産・地域商社分野

2. 対象地区

- ・原則として「宇美町都市計画マスタープラン」に定められた地区に適合するもの

3. 開発に係る便宜の供与について

- ・企業立地等に必要用地のあっせん、必要な道路、上下水道、および政策の立案及び実施など、便宜の供与についてご相談ができます。

4. 宇美町企業立地等促進検討委員会

- ・対象業種等、対象地区、開発に係る便宜の供与についての協議を行うため、委員会を設置しています。

5. 奨励措置及び適用基準

●企業立地

①法人町民税法人割額及び固定資産税の課税減額（3年間）

- ・投下資本額が3,000万円以上であること
- ・町内居住者の雇用予定があること

※土地建物の賃貸借契約による事業に対しても適用されます。

②企業立地等協力的行為に係る町県民税の課税減額

- ・協力対象企業の投下資本額が3,000万円以上であること
- ・売却した物件の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていないこと

●住宅団地開発

③企業立地等協力的行為に係る町県民税の課税減額

- ・開発面積が3,000㎡以上であること
- ・売却した物件の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていないこと

※ 認定申請時すでに着工している事案及び 認定通知日以前の 売買契約物件は対象になりません

☆法人町民税法人割額及び固定資産税の課税減額について

法人町民税法人割額及び新設等をするために取得した投下資本（土地、建物及び償却資産をいう。）に係る固定資産税の額の2分の1に相当する額を、当該固定資産税の課税が開始された年度の翌年度から起算して3か年度減額します。

☆企業立地等協力的行為に係る町県民税の課税減額について

企業立地等の促進のために売却した用地及び建物その他の建造物の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていない用地提供者に対し、地方税法第6条及び第7条の規定により、当該譲渡所得に係る課税所得の内、2,000万円までの額に100分の6を乗じて得た額を、当該譲渡所得に係る町県民税の額の範囲内で減額する。

例① 課税所得が1,000万円の場合（2,000万円以下）  
 ア 所得税・町県民税の額 150万円・50万円 合計200万円  
 イ 減額の額 60万円 = 1,000万円 × 6/100  
 ウ 用地提供者の町県民税50万円 < 減額60万円 = 0円

例② 課税所得が4,000万円の場合（2,000万円を超える）  
 ア 実際の所得税・町県民税の額 600万円・200万円 合計800万円  
 イ 減額の額 120万円 = 2,000万円 × 6/100  
 ウ 用地提供者の町県民税200万円 > 減額120万円 = 80万円